

津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業

津山市では、物価高騰・エネルギー価格高騰により深刻な影響を受けている小規模事業者の負担軽減を図るため、電気・ガスのエネルギー経費に応じて、支援金を交付します。

① 交付対象者

常時使用する従業員が20名以下で、下記を満たす事業者

法人

市内に本拠※を有する法人

⇒法人が有する市内外の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

※主たる事務所（本社、本店等）又はその従たる事務所（支社、支店等）であって、最も売上が多い等、事業活動の中核となる場所

個人事業主

下記(1)(2)いずれかに該当する個人事業主

(1) 市内に住民票がある個人事業主

⇒個人事業主が有する市内外の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

(2) 市内に住民票がないが、市内に事業所を有する個人事業主

⇒個人事業主が有する市内の事業所が、事業活動のために使用した電気・ガス料金が交付対象

※上記にかかわらず、次の方は対象外となります

○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

② 交付要件

下記(1)～(3)すべてに該当する場合のみ、申請可能

- 交付対象となる事業所が、事業活動のために使用した令和4年1月分～10月分の任意1ヶ月の電気料金とガス料金(都市ガス・LPガス)の合計が1万円以上
- 直近の確定申告を行っている（個人事業主は「営業等収入・農業収入・不動産収入のいずれか」についての「令和3年の確定申告」または「令和4年度の住民税申告」）
※ただし、事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写し。
- 津山市の下記の物価高騰対策支援及び国、他の自治体から電気・ガス料金に対する支援を受けていない（受ける予定もない）

- | | |
|--|----------------------------|
| ○救護施設等物価高騰対策支援事業：生活福祉課 | ○障害者施設等物価高騰対策支援事業：障害福祉課 |
| ○高齢者施設等物価高騰対策支援事業：高齢介護課 | ○放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業：子育て推進課 |
| ○児童養護施設等物価高騰対策支援事業：こども子育て相談室 | ○障害児施設等物価高騰対策支援事業：障害福祉課 |
| ○民間保育園等物価高騰対策支援事業：こども保育課 | ○医療機関等物価高騰対策支援事業：健康増進課 |
| ○認定農業者等物価高騰対策支援事業：農業振興課 | ○学校給食物価高騰対策支援事業：保健給食課 |
| ○公共交通等事業者物価高騰対策事業（LPガスに対する支援が重複する場合）：商業交通政策課 | |

③ 支援額（1事業者1回限り）

- 交付対象となる事業所が、事業活動のために使用した令和4年1月分～10月分の「任意1ヶ月分の（電気料金＋ガス料金）×30%×12ヶ月」
(都市ガス・LPガス) ※1,000円未満切り捨て
- 上限額 法人：上限10万円 個人事業主：上限5万円

裏面に続きます

④ 申請に必要な書類

交付要件を確認するため、下記以外にも書類の提出を求め場合がございます。

- (1) チェックシート
- (2) 交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号又は2号）
- (3) 計算書（様式第3号）
- (4) **令和3年の確定申告書等の写し**
法人：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書(1・2枚目)」の写し
個人事業主
・青色申告者：令和3年分の「確定申告書B第一表」と「所得税青色申告決算書(1・2枚目)」の写し
・白色申告者：令和3年分の「確定申告書B第一表」と「収支内訳書(1・2枚目)」の写し
・住民税申告者：令和4年度分の「住民税申告書」の写し
※事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写し。
- (5) **交付対象となる事業所の所在地を証する書類**
※確定申告書、営業許可証、ホームページ画面、契約先が発行し押印のある書類の写し等。
(4)の書類で、交付対象となる事業所がわかれば提出不要。
- (6) **令和4年1月～10月使用分の任意1ヶ月分の電気料金の支払いを証する書類**
- (7) **令和4年1月～10月使用分の任意1ヶ月分のガス料金(都市ガス・LPガス)の支払いを証する書類**
※交付対象となる事業所の、領収書や支払明細書等、明確な電気・ガス料金の支払いがわかる書類。
ただし、請求書のみや明確な電気・ガス料金の支払いがわからない書類は不可。
※電気とガスの使用月を同月にする必要はございません。
※領収書等の名義が申請者と異なる場合などには、(2)の書類の特別な事由欄に理由等をご記入ください。
- (8) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (9) [個人事業主] 身分証明証（運転免許証、個人番号カード、健康保険証等）
- (10) [法人：市内事業所が本店ではない場合] 市内事業所が本拠であることを証する書類
※各事業所の売上台帳の写し、事業所ごとに所属する従業員数等がわかる書類。

⑤ 申請期間

令和4年11月15日（火曜日）～令和5年1月31日（火曜日）まで

⑥ 申請先・問い合わせ先

必要書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先・問合せ先】

〒708-0004 津山市山北663 津山市役所東庁舎
津山市産業経済部 商業・交通政策課 TEL：(0868) 32-2081

【申請窓口】※受付時間は、平日の9時～12時、13時30分～17時

- ・津山市産業経済部 商業・交通政策課（津山市山北663 津山市役所東庁舎2階）
- ・津山商工会議所(津山市山下30-9) ※商工会議所の受付時間は、平日の9時～12時、13時～16時
- ・作州津山商工会(津山市新野東567-9、南方中1690-1、加茂町塔中138-7)

※詳細は、津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業ホームページをご覧ください。

